

# 平成 26 年度 基礎評価シート

		担当部課等名	都市整備課					
基本構想	環境と風景が息づくまちづくり		重点的方針	1. 二宮の自然、文化、住環境の魅力				
分野別方針	(10)緑地の保全と緑化の促進		実施計画事業	1) 自然保護事業 (No.44)				
予算等事業名	緑地等維持管理経費							
目的	町管理の緑地等の維持管理を実施し、民有地の樹木の保全に助成を行ない樹木の保全を図る。							
内容	緑地等の維持管理や樹木の保全に係る経費							
根拠法令・条例等	都市緑地法、緑の基本計画、二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱							
体制	<input type="checkbox"/>	町職員実施	<input checked="" type="checkbox"/>	一部委託あり	<input type="checkbox"/>	全部委託	<input type="checkbox"/>	その他

## 中間評価(10月1日現在)

1) 実施計画に示す事業内容どおりに進捗しているか								
<input type="checkbox"/>	① 計画どおりに進捗している		<input type="checkbox"/>	② 計画より遅れている		<input type="checkbox"/>	③ 未実施	
②、③に対する理由								

2) 現時点の状況から次年度以降の経費の削減等は検討できるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる			<input type="checkbox"/>	② 削減は困難			
理由								

3) 今まで以上の事業の効率化は図れるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる			<input type="checkbox"/>	② 効率化は困難			
理由								

中間評価	A: 妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B: 妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C: 事業の見直しが必要 D: 計画未実施のため継続の必要性がない(休止・廃止)						
	【説明】						

## 総合評価

実績	自然保護奨励金の交付件数:3件 自然保護奨励金により保護されている緑地の面積:87,484㎡						
中間評価との相違点							
事業指標(数値指標)	自然保護奨励金制度の対象面積						
前期(27年度)目標値	80,000㎡			【目標値の根拠または数値で表わせない指標】			
実績値	平成25年度	平成26年度	平成27年度	毎年、保安林等所有者の維持が困難な状況により、対象地が減少しているため、現在の実績値である80,000㎡を維持することを目標とする。			
	87,484㎡						

事業費の推移と財源の内訳

(単位:千円)

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
直接事業費		3,234	2,818				
財源内訳	一般財源	3,420	2,804				
	国庫支出金						
	県支出金	14	14				
	その他						

事業の項目別評価

妥当性	(1)公費を投入して実施することが妥当な事業か A:妥当 B:どちらかといえば妥当 C:妥当ではない	A
	【説明】 町内各所の植栽の維持管理業務は、周辺住宅の防災のため、町単独費で実施する必要がある。	
妥当性	(2)町が主体となって実施する必要があるか A:町が行わなければならない B:町が行ったほうがよい C:委託等の必要がある	A
	【説明】 草刈りなどの維持管理業務は、近隣周辺の防災に関わるものがあるため、町で行う必要がある。	
有効性	成果が上がっているか A:十分成果が上がっている B:成果が上がっている C:成果が上がっていない	A
	【説明】 市街地内にある緑地の保全に努めている。	
効率性	費用をかけずに成果をあげているか A:適切である B:改善の余地がある C:効率的ではない	A
	【説明】 県が指定区域内の山林等の所有者に対し交付する自然保護奨励金を有効に活用している。	
総合評価	A:妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B:妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C:事業の見直しが必要 D:事業継続の必要性がない(休止・廃止)	B
	【説明】 緑の基本計画に基づく「緑の確保目標」の達成に向けて事業に取り組んでいるが、具体的な取組みを示す実施計画や指針を策定し、計画的に取り組む必要がある。	
今後の方針 (課題・意見等を箇条書き)	緑地の保全及び維持管理のために、指定区域内の山林等の所有者に自然保護奨励金を交付し管理しているが、今後も保全のため、奨励金の交付が必要である。	

◎評価者[担当主管課長]

<input checked="" type="checkbox"/> ① 現状維持	<input type="checkbox"/> ② 改善して町が実施	<input type="checkbox"/> ③ 改善して町以外が実施	<input type="checkbox"/> ④ 廃止
理由	町が所有している緑地については、今後も継続的に維持管理を実施することで町内の緑地保全に努める。また、民有緑地についても保全を推進するよう努めていく。		
今後の方向性	緑地の保全及び維持管理のために、指定区域内の山林等の所有者に自然保護奨励金を交付し管理しているが、今後も保全のため、奨励金の交付が必要である。		